

第65回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和3年11月25日（木）16時30分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 11月24日15時時点)

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	47,980,780	773,770
イ ン ド	34,534,116	466,557
ブ ラ ジ ル	22,030,182	613,066
英 国	9,985,879	144,579
ロ シ ア	9,238,330	261,526
ト ル コ	8,626,550	75,443
フ ラ ン ス	7,553,513	119,605
イ ラ ン	6,088,009	129,177
ド イ ツ	5,516,623	99,773
ア ルゼンチン	5,317,633	116,415
そ の 他	101,920,686	2,366,195
合 計	258,792,301	5,166,106

※195の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表11月23日24時時点)

都 道 府 県	感染者数	死亡者数
東 京	382,112	3,164
大 阪	203,045	3,062
神 奈 川	169,208	1,312
埼 玉	115,791	1,056
愛 知	106,541	1,159
千 葉	100,447	1,028
兵 庫	78,652	1,396
福 岡	74,580	623
北 海 道	61,076	1,472
沖 縄	50,302	398
そ の 他	380,280	3,673
合 計	1,722,034	18,343

※チャーター便帰国者15名、空港検疫4,575名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○都の発生状況(11月24日17時30分時点)新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数 (累計)	382,117 人
入院	72 人
軽症・中等症	64 人
重症	8 人
宿泊療養	28 人
自宅療養	48 人
入院・療養等調整中	12 人
死亡	3,164 人
退院等 (療養期間経過を含む)	378,793 人

(注)

- チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- 「重症」は、人工呼吸器管理（ECMOを含む）が必要な患者数を計上。
- 「入院・療養等調整中」は、当日の新規陽性者及び前日までの陽性者のうち、入院・宿泊療養・自宅療養の調整中や保健所間の移管手続中の陽性者等の人数
- 退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

○ 直近の国の動き

- 7月 8日 第70回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 7月30日 第71回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月 5日 第72回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月12日 第5回新型コロナウイルス感染症対策分科会(持ち回り)
- 8月17日 第73回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月24日 第74回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 8月25日 第75回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月27日 第6回新型コロナウイルス感染症対策分科会(持ち回り)
- 9月 3日 第7回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 9月 8日 第8回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 9月 9日 第76回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 9月28日 第77回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 10月 8日 第78回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 10月15日 第79回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 10月28日 第9回新型コロナウイルス感染症対策分科会(持ち回り)
- 11月 8日 第10回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 11月12日 第80回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 11月16日 第11回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 11月19日 第81回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

○ 直近の都の動き

- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 5日 第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月18日 第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月24日 第53回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月 9日 第54回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月23日 第55回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月 7日 第56回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月28日 第57回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月18日 第58回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月29日 新型コロナウイルス感染症に係る東京都危機管理対策会議
- 7月 8日 第59回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 7月30日 第60回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 8月17日 第61回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 9月 9日 第62回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 9月28日 第63回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 10月21日 第64回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年3月8日零時から3月21日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月12日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月25日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年5月12日零時から5月31日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月1日零時から6月20日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月21日零時から7月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年7月12日零時から8月22日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年8月31日まで延長)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年9月12日まで延長)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年9月30日まで延長)
- ・東京都におけるリバウンド防止措置の実施
(外出時における感染防止策等の要請、施設の使用制限等、令和3年10月1日零時から10月24日まで)
- ・基本的対策徹底期間における対応の実施
(基本的な感染防止策の徹底についての協力の依頼等、令和3年10月25日零時から11月30日まで)

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○直近の各局の主な対応(9月～)

【政策企画局】

- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(9月16日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同取組実施(9月29日)
- ・ 1都3県で共同メッセージ発出(10月22日)
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、共同宣言発出(10月25日)

【総務局】

- ・ 車両を活用した広報活動を実施【環境局・建設局・水道局・下水道局・港湾局・主税局・都市整備局】
- ・ 路上や公園での飲酒への注意喚起等の呼びかけを実施
- ・ コロナ対策リーダーの研修を修了している店舗及び「感染防止徹底点検済証」を発行している施設を地図表示
- ・ 「徹底点検TOKYOサポート」点検済飲食店等のコロナ対策リーダー等へのワクチン接種(6月25日～)
- ・ 飲食店等に対する施設の使用制限(営業時間短縮)等についての要請・命令(緊急事態措置期間(7月12日～9月30日)、要請:1,480店舗、命令:91店舗)
- ・ 都内で開催される大規模イベントに係るワクチン・検査パッケージの技術実証(実施主体:国)に、都として同意(10月13日)

【デジタルサービス局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関して、TOKYOサポートポータルの公開や若者へのオンラインアンケート調査など各局のデジタル技術の導入・活用を支援

【主税局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・ 納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を令和2年6月1日より開始、令和3年5月6日より対象アプリを拡大
- ・ 感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置
- ・ 34都税事務所等の全窓口の混雑状況配信サービスを開始
- ・ 納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、固定資産税及び都市計画税の土地の課税標準額を令和2年度の課税標準額に据え置く措置を実施

【生活文化局】

- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、7月12日以降の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、東京都多文化共生ポータルサイト及びSNS（Twitter）にて、モニタリング会議の英語版資料（福祉保健局作成）を紹介
- ・広報東京都8月号で、ワクチンに関する専門家の意見、相談窓口、感染症に対応した支援、ワクチンの接種、感染防止対策について掲載
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、「STAY HOME」を呼びかけるチラシを「やさしい日本語」を含む16言語で作成・配布
- ・広報東京都9月号で、緊急事態宣言発令中の呼びかけ、感染防止対策、感染症に対応した支援、感染症に関する情報（ワクチンの接種）、相談窓口について掲載
- ・東京都公式Twitterアカウント等で、ターゲットに応じたワクチンに関する情報等について、マンガを通じた展開を開始（9月3日～）
- ・新聞一般紙6紙にパラマソンの自宅での観戦を呼びかける広告を掲載（9月4日）
- ・私立学校の児童生徒等の感染が確認された際に、当該感染者と接触があった児童生徒等のPCR検査を速やかに実施できる体制を整備
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、ワクチンの副反応に関するチラシを「やさしい日本語」で作成・配布
- ・広報東京都10月号で、抗体カクテル療法の取り組み、医療提供体制の確保、感染症の影響を受けた方への支援、ワクチン接種の推進、相談窓口について掲載
- ・スポーツ紙4紙にワクチン接種を啓発する広告を掲載（10月2・3・16・17日）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、10月1日からのリバウンド防止措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、予約無しで接種可能な大規模接種会場の案内チラシを「やさしい日本語」及び英語で発信
- ・広報東京都11月号で、感染症に対する取り組み(相談窓口、抗体カクテル療法、ワクチン接種状況、接種間隔等、感染症の影響を受けた方への支援)について掲載
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、10月25日からの基本的対策徹底期間について「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、接種券のない方への案内チラシ及び予約なしで接種可能な大規模接種会場の期間延長案内チラシを「やさしい日本語」及び英語で発信

【都市整備局】

- ・春のダイヤ改正で終電を繰り上げない鉄道事業者等に対し、繰り上げの継続を要請（～10月24日）
- ・まちづくり団体等に対し、大規模施設の夜間照明等について、防犯対策上、必要なものを除き、20時（10月1日から21時）以降の消灯についてお願い（～10月24日）
- ・屋外広告物関係団体等に対し、デジタルサイネージなど屋外広告物の20時（10月1日から21時）以降の消灯についてお願い（～10月24日）

【住宅政策本部】

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大、また随時募集において新たな団地を追加毎月募集においては、令和3年10月～12月の戸数360戸（うち60戸は若年夫婦・子育て世帯を対象）（令和3年1月～12月累計1,400戸（うち毎月募集1,080戸、随時募集320戸））

【病院経営本部】

- ・都立・公社病院のうち、8病院に「コロナ後遺症相談窓口」を設置（3月30日以降順次設置）
- ・区市町村や地区医師会等の要請に応じ、都立・公社病院からワクチン接種会場に医療従事者を派遣（11月15日時点 延2,833人）
- ・多摩総合医療センターに、ワクチンの大規模接種会場を開設（7月26日～10月15日）
- ・「酸素・医療提供ステーション（救急型）」の運用を開始（8月14日～）
- ・「酸素・医療提供ステーション（病院型）」を4病院に設置（8月21日以降順次設置）

【産業労働局】

- ・「東京都中小企業者等月次支援給付金（7・8月分）」の申請受付開始（9月1日）
- ・テレワーク実施率の調査結果（8月）を公表（9月3日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（9/1～9/30実施分）」早期支給分の申請受付開始（9月13日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（7/12～8/31実施分）」の申請受付開始（9月14日）
- ・「休業要請等を行う大規模施設に対する協力金（6/1～6/20実施分）」の申請受付開始（9月14日）
- ・「営業時間短縮を行う大規模施設に対する協力金（6/21～7/11実施分）」の申請受付開始（9月14日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（10/1～10/24実施分）」について公表（9月30日）
- ・テレワーク実施率の調査結果（9月）を公表（10月7日）
- ・「東京都中小企業者等月次支援給付金（10月分）」の申請受付開始について公表（10月13日）
- ・「テイクアウト専門店出店支援」の開始について公表（10月13日）
- ・「一時支援金等受給者向け緊急支援事業」の実施について公表（10月13日）
- ・「飲食事業者向け業態転換支援事業」の申請受付期間等の延長について公表（10月13日）
- ・観光関連事業者に対する新たな支援等の実施について公表（10月13日）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る「雇用環境整備促進奨励金」の申請受付期間延長について公表（10月13日）
- ・「飲食事業者向け経営基盤強化支援事業」の実施について公表（10月13日）
- ・「小規模テレワークコーナー設置促進助成金」第2期募集開始について公表（10月13日）

【産業労働局】

- ・「第2回 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」の申請受付開始(10月13日)
- ・「中小企業等による感染症対策助成事業」の申請受付期間等の延長について公表(10月13日)
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金(7/12~8/31実施分)」の申請受付期間延長について公表(10月14日)
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金(9/1~9/30実施分)」の申請受付開始(10月14日)
- ・「東京都中小企業者等月次支援給付金(9月分)」の申請受付開始(10月15日)
- ・「新型コロナウイルスの影響による解雇・雇止め・休業等に関する電話特別相談」の実施について公表(10月15日)
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金(10/1~10/24実施分)」の申請受付開始(10月25日)
- ・「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金(7/12~8/31実施分)」の申請受付開始(10月25日)
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供(11月~12月分)について公表(10月29日)
- ・区部の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供(11月~12月分)について公表(11月11日)
- ・テレワーク実施率の調査結果(10月)を公表(11月11日)
- ・「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金(9/1~9/30実施分)」の申請受付開始(11月15日)

【中央卸売市場】

- ・市場業者の使用料及び光熱水費(電気料金、水道料金など)の支払いを猶予(R3.9支払い分まで→R4.3支払い分まで延長)
- ・市場の一般見学等を11月1日から再開

【建設局】

- ・都道におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を一部変更(期限: R3.9末→R4.3末まで延長)(9月17日)
- ・都立公園における飲食等の臨時出店の運用を一部変更(期限: R3.9末→R4.3末まで延長)(9月17日)

【港湾局】

- ・臨港道路におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を一部変更(期限: R3.9末→R4.3末まで延長)(9月17日)
- ・海上公園におけるテラス営業などのため公園使用の規制を一部変更(期限: R3.9末→R4.3末まで延長)(9月17日)

【交通局】

- ・「自衛隊東京大規模接種センター」の開設に伴い、都バスによる東京駅発着の無料シャトルバスの運行支援、都営地下鉄大手町駅におけるコンシェルジュの配置やポスターを活用した案内を実施

【水道局・下水道局】

- ・水道料金・下水道料金の支払猶予の受付期間を令和4年3月31日まで延長

【下水道局】

- ・下水中に含まれる新型コロナウイルスの調査として、大学の学生寮等から排出される下水を採取し、検査機関で分析を実施

【教育庁】

- ・都立学校における、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の学校の臨時休業や出席停止等の措置を整理（9月1日）
（区市町村には都の措置を参考に周知）
- ・文部科学省から都内公立学校向けに抗原簡易キットが配布されることに伴い、各都立学校へ活用を依頼（9月7日）
- ・都立学校における、緊急事態宣言の期間延長に伴い、校内の感染症対策の強化と一層の徹底等
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（9月9日）
- ・中学3年生が接種可能な会場を周知するとともに、ワクチンに関する正しい知識を身に付けられるよう、啓発用リーフレットを作成し、周知
（区市町村立学校も周知）（9月17日）
- ・12歳以上の児童・生徒が接種可能な会場を周知するとともに、ワクチンに関する正しい知識を身に付けられるよう、啓発用リーフレットを作成し、周知
（区市町村立学校も周知）（9月24日）
- ・リバウンド防止期間中における、都立学校での感染リスク低減のための、感染症対策の一層の徹底等を周知
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（9月28日）
- ・基本的対策徹底期間中における、都立学校での感染リスク低減のための、感染症対策の一層の徹底等を周知
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（10月21日）
- ・インフルエンザの流行時期を迎えるに当たり、感染症の予防について注意喚起するとともに、新型コロナウイルスワクチンに関する知識や情報を周知
（区市町村に同様の感染症の予防等を周知）（10月29日）

【東京消防庁】

- ・各種行事の中止や縮小を決定
- ・事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

都における今後のコロナ対策の基本的な考え方

- ✓ 今後懸念される「第6波」への備えを着実に推進
- ✓ 医療提供体制の拡充や感染防止対策の強化を「先手先手」で実施
- ✓ 社会経済活動の再生・回復に繋がっていくため、
万全な医療提供体制の整備と
基本的感染防止対策の徹底を図る

都のレベル移行の目安

レベル分類	病床の状況	新規陽性者数 ※7日間平均
レベル1 (維持すべき)	現在の状況	
レベル2 (警戒を強化)	3週間後の病床使用率が、 確保病床数 (6,891床) の約20%に到達	500人を目安
レベル2.5 (都独自)	—	700人を目安
レベル3 (対策を強化)	3週間後に必要とされる病床が 確保病床数 (6,891床) に到達、 又は 病床使用率や重症用病床 (503床) 使用率が50%超	3週間後に左記の水準に 到達する新規陽性者数
レベル4 (避けたい)	確保病床数を越えた数の入院が必要	

現在のレベル

レベル1

レベル分類指標

	レベル0 (感染者ゼロレベル)	レベル1 (維持すべきレベル)	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	レベル3 (対策を強化すべきレベル)	レベル4 (避けたいレベル)
都の指標	—	—	3週間後の病床使用率が確保病床数(6,891床)の約20%に到達	3週間後に必要とされる病床が確保病床数(6,891床)に到達 又は 病床使用率や重症用病床(503床)使用率が50%超	確保病床数を超えた療養者の入院が必要
国の目安	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができない状況	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況

都の状況

		現在の数値 (11月24日公表時点)
指標	病床使用率	1.0% (66人/6,651床)
	重症者用病床使用率(都基準)	1.4% (7人/503床)
	3週間後の必要病床数(国予測ツール)(注)	—

(注) 増加傾向がみられない場合には、国予測ツールに基づく当該指標によるモニタリングを実施せず

【参考】重症者用病床使用率(国基準)

2.7%
(32人/1,207床)

※都の指標の最大確保病床数6,891床は、現段階の見込

レベル分類に応じた医療提供体制の確保

レベル分類	医療提供体制の強化			
	病床 (重症病床)	臨時の医療施設等		宿泊療養施設
		入院待機ST	酸素・医療提供ST	
レベル1 (維持すべき)	4,000床 (300床) 病床確保レベル1	休止	110床	1,750室
レベル2 (警戒を強化)	5,000床 (350床) 病床確保レベル2	20床	330床	3,070室
レベル2.5 (都独自)	6,891床 (503床) 病床確保レベル3	46床	720床	7,900室
レベル3 (対策を強化)				
レベル4 (避けたい)	更なる増床 を国と調整	更なる施設数を確保しつつ、有症状、重症化リスクありの患者の受け入れを行っていく段階		

レベルに応じた行動制限等の考え方

レベル分類	考え方
レベル1 (維持すべき)	基本的感染防止策の徹底を呼びかけながら、可能な限り社会経済活動を推進
レベル2 (警戒を強化)	医療逼迫の状況を注視し、可能な限り社会経済活動を継続するとともに、感染拡大の警戒を呼びかけ
レベル2.5 (都独自)	さらに、感染拡大傾向が継続し、医療逼迫が懸念される場合は、先手を打って都民・事業者への強い呼びかけや要請等を実施
レベル3 (対策を強化)	都民・事業者へのより強い呼びかけ及び行動制限を実施し、社会経済活動を一定程度制限
レベル4 (避けたい)	最も厳格な行動制限を実施し、早期に社会経済活動の再開を目指す

レベルごとに想定される措置等の例〈飲食店・都立施設・都立学校〉

レベル分類	飲食店（認証店の場合）	都立施設	都立学校
レベル1 （維持すべき）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的感染防止対策の徹底 ・ 人数制限の協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徹底した感染防止対策を実施の上で開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を徹底した上で教育活動を実施
レベル2 （警戒を強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数制限の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数制限の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染リスクが特に高い教育活動を停止
レベル2.5 （都独自）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時短要請 ・ 人数制限の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部施設の休館を検討,実施 ・ 更に厳しい人数制限を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分散登校やオンライン学習などを開始
レベル3 （対策を強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時短要請 ・ 酒類提供停止 ・ 人数制限の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則休館 ・ 都立公園売店での酒類提供の停止等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分散登校やオンライン学習などを積極的に活用 ・ 感染リスクの高い教育活動を停止
レベル4 （避けたい）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業要請等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て休館 ・ 都立公園は対策を更に強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン学習等を強化

※各レベルの具体的な措置等については、感染状況等に応じて、専門家の意見も踏まえ、決定

基本的対処方針に基づくイベント等への対応

区域	施設規模				
	大声有・無	5千人以下	5千人超～1万人以下	1万人超～2万人	2万人超
その他 地域	なし	100%	5千人	50%	
			感染防止安全計画策定で収容定員まで可		
	あり	50%			
重点措置 地域	なし	100%	5千人	50%	
			感染防止安全計画策定で収容定員まで可	計画策定で 上限2万人 (VTP※で上限無し)	
	あり	50%		5千人	
緊急事態措置 地域	なし	100%	5千人	50%	
			感染防止安全計画策定 で収容定員まで可	感染防止安全計画策定で上限1万人 (VTP※で上限無し)	
	あり	50%		5千人	

※VTP（ワクチン・検査パッケージ）で人数制限なし

レベルに応じて想定される対応の例〈経済対策等〉

レベル分類	感染拡大防止の徹底	事業継続の下支え	経済活動の再開支援	事業継続のサポート
レベル1 (維持すべき)	事業者の感染 対策の後押し ガイドラインに 沿った対策の支援	資金繰り等の支援 ・融資面から支援 ・原油高への対応	観光回復への支援 感染防止対策を徹底 した観光の後押し	
レベル2 (警戒を強化)			再開した事業を軌道 に乗せる後押し ・収益増加の支援 ・人材確保のサポート	
レベル2.5 (都独自)	人流の抑制 テレワークの定着 に向けた支援			協力金 飲食事業者向けの 協力金の支給
レベル3 (対策を強化)				事業継続の支援 ・相談体制の強化 ・国と連携した 施策実施
レベル4 (避けたい)				

基本的対策徹底期間における対応（案）

令和3年11月25日
東京都

1. 基本的対策徹底期間における対応

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年12月1日（水曜日）0時から、都が「レベル1」（※）の状況にある間

※「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）による

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下のとおり対応

①都民向け

- ・「三つの密」の回避等をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼 等

②事業者向け

- ・業種別ガイドラインの遵守を要請
（新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項）等

2. 都民向けの協力依頼

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 外出については、混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えるよう協力を依頼
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるよう協力を依頼

3. 事業者向けの協力依頼等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への協力依頼

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none">●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・年末年始の会食等の場面における感染リスク低減のため、令和3年12月1日（水）0時から令和4年1月16日（日）24時まで同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内とするよう協力を依頼・9人以上とする場合には、TOKYOワクション又は他の接種証明書等を活用することを推奨・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none">●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催する場合、規模要件に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止策の実施・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

3. 事業者向けの協力依頼等

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、以下の規模要件に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設規模 イベント類型	施設の収容定員（※2）		
	～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
大声なしの イベントの場合 （※1）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
		「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合 ➔ 収容定員まで可	
大声ありの イベントの場合 （※1）	収容定員の半分まで可		

※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント

大声なしのイベント・・・上記以外のイベント

※2 収容定員が設定されていない場合

・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保

・大声なしのイベント：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保

※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ

※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 接触確認アプリ等を活用するよう協力を依頼
- TOKYOワクション又は他の接種証明書等の活用を推奨
- 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

(4) 職場への出勤等

テレワークの推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

総合的な保健・医療提供体制の構築

現状(最大値)

医療機関+臨時の医療施設等

約**9,200**床

医療機関

確保病床

6,651床

回復期支援病床

1,785床

臨時の医療施設等

入院待機ステーション

46床

酸素・医療提供ステーション

720床 など

宿泊療養施設

受入居室数 **16**施設 約**3,200**室

自宅療養

自宅療養者フォローアップセンター パルスオキシメーター

150人体制(令和3年8月)
※通常50人体制

約**10**万台確保

今後の体制

医療機関+臨時の医療施設等

約**9,440**床

医療機関

確保病床

6,891床 ^{+240床}

回復期支援病床

1,785床

臨時の医療施設等

入院待機ステーション

46床

酸素・医療提供ステーション

720床 など

宿泊療養施設

受入居室数 **31**施設 約**7,900**室 ^{拡大}

自宅療養

自宅療養者フォローアップセンター パルスオキシメーター

約**250**人体制 ^{体制強化}
(一般相談専用窓口含む)

約**21**万台確保 ^{+11万台}

■ 計数は現段階のものであり、今後変更する可能性あり

臨時の医療施設、保健所のデジタル化

旧赤羽中央総合病院

人工透析、中期滞在を可能とする
高機能型酸素・医療提供ステーション

- ベット数：最大**150床**(人工透析用**10床**)
- 透析実施日：週4日(**火** **木** **土** **日**)予定
- 時期：令和3年12月13日(月)開設準備完了



旧赤羽中央総合病院

※運用は感染状況を踏まえ判断

ウェアラブル端末による健康観察

保健所が行う自宅療養者の**健康観察**や入院までの**患者のフォロー**等におけるウェアラブル端末の活用を先行実施

- 保健所が電話連絡なしでSpO2を把握
- 患者自身が容体を容易に把握

**有効な活用
手法を検証**



ウェアラブル端末(イメージ)

PCR等の検査無料化

ワクチン・検査パッケージ等のための検査

- ◆ 健康上の理由等でワクチン接種ができない人の「ワクチン・検査パッケージ」等のための検査を無料化（令和4年3月まで）

検査規模想定： 180万回（100日分）

※12月下旬以降、実施予定

感染拡大傾向にある場合の検査

- ◆ 知事が 特措法24条9項に基づき「不安に感じる無症状者は検査を受ける」ことを要請した場合の検査を無料化

検査規模想定： 530万回（100日分）

ワクチンの追加接種

✓ 区市町村と都が協働し、着実かつ迅速な接種を推進

◇ 都内区市町村での実施

- 12月1日より、医療従事者から接種開始
- 2回接種完了者へ区市町村が接種券を今月下旬より順次発送
- ファイザー社ワクチンの供給は12月・1月分で約40万回分

◇ 都・大規模接種会場での実施

- 6か所程度開設予定
- 当初は、令和3年12月中旬より2か所開設（都庁北展望室 及び 多摩1か所）
医療従事者、救急隊員（東京消防庁）等を対象に接種開始

今後、**職域接種**の状況や**ワクチンの供給計画**等を踏まえて、詳細を決定する

経済活性化等に向けた取組①

感染拡大防止の徹底と事業継続の下支え

- ✓ **感染対策の後押し** **ガイドラインに沿った対策の支援**
- ✓ **人流の抑制** **テレワークの定着に向けた取組**
- ✓ **資金繰り支援** **事業継続等の融資面からのサポート**
- ✓ **原油高への対応** **相談体制の強化（専門家を派遣）
経営への影響を抑える取組**

経済活性化等に向けた取組②

経済活動の再開に向けた支援

- ✓ **観光回復への支援** 「Go To トラベル」と合わせた旅行助成
- ✓ **飲食店等の支援** 収益増加や販路開拓の後押し
- ✓ **雇用面の支援** 人手不足の企業と求職者のマッチング
- ✓ **国の対策との連携** 国の給付金を受けた企業への支援

令和3年第四回定例会補正予算（案）

- 第6波に備えた医療提供体制の確保等や都民生活の支援の更なる充実、東京の経済を再生・回復の軌道に乗せるための取組などを実施
- 原油価格高騰に対する事業者支援や脱炭素化の促進を実施

予算規模 1,047 億円

医療提供体制の確保と感染収束に向けた取組 443億円

第6波に備え、年末年始や感染再拡大発生時に対応可能な検査・医療体制の確保や、感染収束に向けた取組などを強化

新規 感染拡大時における地域外来・検査センターの体制強化事業 5億円

新規 年末年始における入院医療・診療・検査体制の確保支援事業 47億円

拡充 宿泊施設活用事業 188億円

新規 保健所のデジタル化推進 0.9億円

新規 大規模接種会場における新型コロナウイルスワクチン集団接種事業 117億円

東京の経済を再生・回復の軌道に乗せるための取組 543億円

打撃を受けた事業者への重点的な支援を行うとともに、次の感染拡大の防止と社会経済活動の両立を促すなど取組を加速

- | | | |
|----|-----------------------------------|-------|
| 拡充 | 一時支援金等受給者向け緊急支援事業 | 12億円 |
| 新規 | ワクチン・検査パッケージ等定着促進及び感染拡大傾向時の一般検査事業 | 487億円 |
| 拡充 | 都内観光促進事業 | 33億円 |
| 新規 | デジタル人材確保・就職促進事業 | 0.7億円 |

都民生活を支援する取組等 4億円

コロナ禍の影響の長期化により、
孤独・孤立などの厳しい状況にある方々への支援を充実

- | | | |
|----|------------------------|-------|
| 拡充 | 年末年始の女性に対する電話相談支援体制の確保 | 7百万円 |
| 拡充 | 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業 | 2億円 |
| 拡充 | スクールカウンセラーの配置 | 0.5億円 |
| 拡充 | 自殺未遂者等の支援体制強化等 | 0.3億円 |
| 新規 | ひとり親家庭就業推進事業 | 2百万円 |

原油価格対策

58億円

事業者への緊急支援を実施するとともに、原油価格高騰を脱炭素化の契機と捉え、来年度予算に先駆けて取組を強化

事業者
支援

- ⑥ 拡充 制度融資信用保証料補助 0.1億円
- ④ 新規 原油価格高騰等課題解決に向けた専門家派遣事業 0.1億円

脱炭素化

- ⑥ 拡充 次世代タクシー導入促進事業 2億円
- ⑥ 拡充 低公害・低燃費車の普及促進
(中小向けハイブリッドトラック等補助) 0.1億円
- ⑥ 拡充 東京ゼロエミ住宅導入促進事業 19億円
- ⑥ 拡充 家庭における熱の有効利用促進事業 3億円

令和3年第四回定例会補正予算（案）について

1 補正予算編成の考え方

新型コロナウイルス感染症対策として、第6波に備えた医療提供体制の確保等や都民生活の支援の更なる充実、東京の経済を再生・回復の軌道に乗せるための取組などの実施に加え、原油価格高騰に対する事業者への緊急支援を実施するとともに、脱炭素化の契機と捉え、来年度予算に先駆けて取組を強化するため、予算措置を行います。

【補正予算の柱】

- I 新型コロナウイルス感染症対策
 - 1 新型コロナウイルスの感染再拡大を阻止する対策
 - 2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実
 - 3 感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組
- II 原油価格高騰への対応
 - 1 事業者支援に係る取組
 - 2 脱炭素化に資する取組

2 財政規模

(1) 補正予算の規模

区 分	今 回 補 正	既 定 予 算	計
一 般 会 計	億円 1, 047	億円 11兆 194	億円 11兆1, 241
特 別 会 計	—	億円 5兆8, 317	億円 5兆8, 317
公 営 企 業 会 計	—	億円 1兆9, 074	億円 1兆9, 074
合 計	億円 1, 047	億円 18兆7, 584	億円 18兆8, 631

(2) 補正予算の財源（一般会計）

区 分	歳 出	財 源			諸 収 入
		国庫支出金	財政調整 基金繰入金	地域医療総合確保 基金繰入金	
一 般 会 計	億円 1, 047	億円 740	億円 282	億円 0.3	億円 24

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【問合せ先】
財務局主計部財政課
電話 03-5388-2669

3 補正事項

区 分		今回補正
I 新型コロナウイルス感染症対策		989 億円
1 新型コロナウイルスの感染再拡大を阻止する対策		443 億円
医療提供体制等の強化・充実		276 億円
	感染拡大時における地域外来・検査センターの体制強化事業【福祉保健局】	5 億円
	年末年始における入院医療体制の確保支援事業【福祉保健局】	30 億円
	年末年始における診療・検査体制の確保支援事業【福祉保健局】	17 億円
	宿泊施設活用事業【福祉保健局】	188 億円
	自宅療養者への往診体制の強化【福祉保健局】	4 億円
	往診による抗体カクテル療法促進事業【福祉保健局】	6 億円
	保健所のデジタル化推進【福祉保健局】	0.9 億円
	診療・検査医療機関による健康観察等支援【福祉保健局】	20 億円
	転院による患者受入促進事業【福祉保健局】	1 億円
	東京都医療人材登録データベースを活用した医療人材確保事業【福祉保健局】	3 億円
	看護職員再就業支援事業【福祉保健局】	0.3 億円
	院内感染対策人材育成支援事業【福祉保健局】	0.1 億円
感染の収束に向けた取組		166 億円
	ゲノム解析による変異株監視体制の強化【福祉保健局】	12 億円
	大規模接種会場における新型コロナウイルスワクチン集団接種事業【福祉保健局】	117 億円
	中小企業等による感染症対策助成事業【産業労働局】	38 億円
2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実		19 億円
経済活動を支えるセーフティネット		15 億円
	飲食事業者の業態転換支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	3 億円
	デジタル人材確保・就職促進事業【産業労働局】	0.7 億円
	一時支援金等受給者向け緊急支援事業【産業労働局】	12 億円
	島しょ地域における貨物運賃補助事業【総務局・港湾局】	0.2 億円
都民生活を支えるセーフティネット		4 億円
	年末年始の女性に対する電話相談支援体制の確保【生活文化局】	7 百万円
	住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業【福祉保健局】	2 億円
	スクールカウンセラーの配置【教育庁】	0.5 億円
	自殺未遂者等の支援体制強化等【福祉保健局】	0.3 億円
	ひとり親家庭支援センター事業【福祉保健局】	5 百万円
	ひとり親家庭就業推進事業【福祉保健局】	2 百万円
	民生・児童委員の活動普及啓発事業【福祉保健局】	0.3 億円

区 分		今回補正
	ひきこもり等社会参加支援事業【福祉保健局】	0.1 億円
	介護予防・フレイル予防普及啓発事業【福祉保健局】	8 百万円
	障害児の放課後等支援事業【福祉保健局】	0.2 億円
	福祉の仕事イメージアップキャンペーン事業【福祉保健局】	0.2 億円
	医療・福祉事業所内メンタルヘルスセルフケア等スキル向上支援事業【福祉保健局】	5 百万円
3	感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組	527 億円
	ワクチン・検査パッケージ等定着促進及び感染拡大傾向時の一般検査事業【福祉保健局】	487 億円
	都内観光促進事業【産業労働局】	33 億円
	飲食事業者向け経営基盤強化支援事業【産業労働局】	6 億円
	区部の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供【産業労働局】	0.2 億円
	多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供【産業労働局】	0.2 億円
	国内向け誘客の新たな展開【産業労働局】	0.4 億円
	ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業【産業労働局】	9 百万円
	東京産食材の利用促進事業【産業労働局】	0.2 億円
	飲食業・観光業向け人材確保支援事業【産業労働局】	0.7 億円
II	原油価格高騰への対応	58 億円
1	事業者支援に係る取組	0.7 億円
	制度融資信用保証料補助【産業労働局】	0.1 億円
	原油価格高騰等課題解決に向けた専門家派遣事業【産業労働局】	0.1 億円
	団体向け原油価格高騰等対応支援事業【産業労働局】	0.4 億円
	燃油価格高騰緊急対策事業【産業労働局】	1 百万円
2	脱炭素化に資する取組	57 億円
	次世代タクシー導入促進事業【環境局】	2 億円
	低公害・低燃費車の普及促進(中小向けハイブリッドトラック等補助)【環境局】	0.1 億円
	充電設備導入促進事業【環境局】	15 億円
	地産地消型再エネ増強プロジェクト【環境局】	3 億円
	中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業【環境局】	15 億円
	東京ゼロエミ住宅導入促進事業【環境局】	19 億円
	家庭における熱の有効利用促進事業【環境局】	3 億円
合 計		1,047 億円

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

I 新型コロナウイルス感染症対策**989億円****1 新型コロナウイルスの感染再拡大を阻止する対策****443億円****◆ 医療提供体制等の強化・充実****276億円****○ 感染拡大時における地域外来・検査センターの体制強化事業****5億円**

地区医師会等が設置する地域外来・検査センターの運営に係る経費の支援について、年末年始や連休期間、感染拡大時に都の要請に基づき検査体制を強化した場合に加算を実施

○ 年末年始における入院医療体制の確保支援事業**30億円**

医療機関における人員体制の確保が困難となる年末年始に、新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れる医療機関を支援

○ 年末年始における診療・検査体制の確保支援事業**17億円**

年末年始に新型コロナウイルス感染症の診療・検査を実施する都内の診療・検査医療機関及びそれらの機関と連携し開所する調剤薬局を支援

○ 宿泊施設活用事業**188億円**

軽症等の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるホテル等の宿泊施設の運営について、受入可能規模を更に拡大するとともに、医療・看護度が高い往診型とリモート診療対応型の施設に分類するなど、健康管理体制の強化・効率化を実施

○ 自宅療養者への往診体制の強化 **4 億円**

往診の供給量が不足する地域への往診体制の強化や高齢者施設等におけるクラスター発生時の迅速な対策を行うため、感染拡大時において都が選定する往診可能な医療機関と連携し、自宅療養者等への医療提供体制を強化

○ 往診による抗体カクテル療法促進事業 **6 億円**

感染拡大時にも、患者に対し適時・適切に中和抗体薬を投与できる体制を整備し、高齢者施設等でのクラスター発生の未然防止等を図るため、往診で抗体カクテル療法を実施する医療機関を支援

○ 保健所のデジタル化推進 **0.9 億円**

保健所が感染拡大時においても疫学調査や健康観察等の業務を円滑に実施するため、音声マイニング技術による電話音声の自動文字起こし等、デジタルを活用した業務の一層の効率化を図るとともに、自宅療養者の健康観察等において、ウェアラブル端末の活用を先行実施

○ 診療・検査医療機関による健康観察等支援 **20 億円**

陽性判明後に自宅療養となった者に対し、速やかな健康観察を実施するため、保健所及びフォローアップセンターに加え、地域の医療機関等の協力による健康観察業務を実施

○ 転院による患者受入促進事業 **1 億円**

入院加療により症状が改善した新型コロナウイルス感染症患者について、主に軽症・中等症の患者を受け入れる医療機関へ転院させ、新たに重症・中等症患者を受け入れる医療機関を支援

○ 東京都医療人材登録データベースを活用した医療人材確保事業 3億円

都が職員の派遣を要請した施設等において必要な人材を確保できる体制を構築するため、東京都医療人材登録データベースを活用して職員を派遣した医療機関等に対して補助を実施するとともに、登録されている医療従事者を対象にした研修を実施

○ 看護職員再就業支援事業 0.3億円

看護需要の増大を踏まえ、東京都ナースプラザにおける情報発信や短時間・非常勤勤務希望者を受け入れる求人施設の開拓、職業紹介に向けた取組を強化するとともに、看護職員の再就業・定着に向けた奨励金の支給等を実施

○ 院内感染対策人材育成支援事業 0.1億円

感染管理認定看護師等の専門資格を有する医療人材の育成を行う医療機関を支援するとともに、認定看護師等が不在の病院等において感染管理の指導的役割を担う院内感染対策リーダーを養成

◆ 感染の収束に向けた取組 166億円

○ ゲノム解析による変異株監視体制の強化 12億円

新たな変異株の発生動向等を監視する体制を構築するため、新たにゲノム解析の民間委託を実施

○ 大規模接種会場における新型コロナウイルスワクチン集団接種事業 117億円

都が設置する大規模ワクチン接種会場において、医療従事者等に対する追加接種（3回目の接種）を令和3年12月から開始

○ 中小企業等による感染症対策助成事業 **38億円**

コロナ対策リーダーを置く飲食店など、都内中小企業・グループ等を対象に、各業界団体の感染症防止ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症対策を行う際の経費を助成

2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実 **19億円**

◆ 経済活動を支えるセーフティネット **15億円**

○ 飲食事業者の業態転換支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策) **3億円**

業態転換に取り組む都内飲食事業者を支援するため、宅配やテイクアウトサービス等を新たに開始する際の初期費用等を助成

○ デジタル人材確保・就職促進事業 **0.7億円**

デジタル求人企業を集めたマッチングイベントを開催し、合同就職面接会や個別相談会等を実施するなど、デジタル分野への人材シフトを強力に展開

○ 一時支援金等受給者向け緊急支援事業 **12億円**

一時支援金等を受給した都内中小企業等に対して、直面する課題を解決し、経営の改善等を図るため、専門家派遣や販路拡大助成を実施

○ 島しょ地域における貨物運賃補助事業 **0.2億円**

新型コロナウイルス感染症に加え、燃油価格の動向などを踏まえ、島内生産者への影響を軽減し、島民生活の安定を図るため、農漁業生産物及び関連物資の輸送費に対する補助を実施

◆ 都民生活を支えるセーフティネット

4 億円

○ 年末年始の女性に対する電話相談支援体制の確保

7 百万円

年末年始において、支援を必要とする女性が孤立することのないよう、相談先のわからない方に対する緊急的な相談支援として、東京ウィメンズプラザで女性に対する電話相談を実施

○ 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業

2 億円

「TOKYOチャレンジネット」について、年末年始に一時的な宿泊場所を提供するとともに、支援情報を今まで届かなかつた層にも情報を届けられるよう、インターネット等に広告を展開

○ スクールカウンセラーの配置

0. 5 億円

児童・生徒の心のケアをより一層充実させ、心身の不安定の発露である不登校をはじめとした諸課題へ機動的に対応し、安心・安全な学校運営体制を構築していくため、スクールカウンセラーの追加派遣を実施

○ 自殺未遂者等の支援体制強化等

0. 3 億円

自殺未遂者等の支援体制を強化するとともに、若年層向け自殺防止啓発物の作成や、悩みを抱える人を社会全体で支える基盤強化に向け、ゲートキーパー啓発動画を活用した集中的な広報を展開

○ ひとり親家庭支援センター事業

5 百万円

特に若年層のひとり親を相談につなげるため、「ひとり親家庭支援センター」によるSNSを活用した相談窓口を設置

○ ひとり親家庭就業推進事業 **2 百万円**

コロナ禍で職を失ったひとり親の就業先の選択肢拡大のため、一人ひとりの希望や適性に応じて、目標設定からスキルアップ訓練、就職直後のフォローに至るまで一貫して支援

○ 民生・児童委員の活動普及啓発事業 **0. 3 億円**

孤独・孤立に苦しむ人々が地域住民の身近な相談相手である民生・児童委員に安心して相談し、必要な支援を受けられるようにするため、民生・児童委員に関する普及啓発の取組強化を実施

○ ひきこもり等社会参加支援事業 **0. 1 億円**

ひきこもり状態にある当事者やその家族が相談・支援機関に安心して相談し、支援を求めることができるようにするため、当事者・家族その他一般都民に対する普及啓発を実施するとともに、元当事者・元当事者の家族によるピアオンライン相談会を実施

○ 介護予防・フレイル予防普及啓発事業 **8 百万円**

主にシニア・シニア予備群を中心とした都民に対し、予防に取り組む機運を醸成するため、介護予防・フレイル予防の普及啓発を実施

○ 障害児の放課後等支援事業 **0. 2 億円**

医療的ケア児等の保護者が安心して就労と子育てを実施できるよう放課後等デイサービスの事業所等の時間延長や備品整備、定員増に係る加算補助を新設することで、受入可能な事業所数の増加や開所時間の延長を促す区市町村の取組を支援

○ 福祉の仕事イメージアップキャンペーン事業

0. 2億円

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等に対して、福祉・介護の仕事の魅力を発信し、福祉業界での就業を促進するため、SNS広告等を活用した広報展開を実施

○ 医療・福祉事業所内メンタルヘルスセルフケア等スキル向上支援事業 5百万円

事業所におけるメンタルヘルスケアの取組を促進し、従事者の心身の負担を軽減するため、管理・監督者等向けにオンライン研修を実施

3 感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組

527億円

○ ワクチン・検査パッケージ等定着促進及び感染拡大傾向時の一般検査事業

487億円

健康上の理由等によりワクチン接種が出来ない方の検査を無料化するとともに、感染拡大の傾向が見られる場合において幅広く感染不安などの理由により受検した検査を無料化

○ 都内観光促進事業

33億円

感染防止対策を徹底しながら、観光産業の回復を図るとともに、東京観光への都民ニーズに応えるため、国の「Go Toトラベル事業」とも連携し、旅行商品への定額の支援を実施

- ・感染状況を見極めながら、国の「Go Toトラベル事業」の開始とあわせて実施
- ・助成対象：旅行業者等が企画する、都民を対象とする都内観光に係る感染防止対策を徹底した旅行商品
- ・助成額：1泊当たり5,000円（日帰りは1回当たり2,500円）
- ・事業規模：昨年度実施分とあわせて合計100万泊分で実施
（昨年度計上した40万泊分に今回60万泊分を追加）

○ 飲食事業者向け経営基盤強化支援事業 **6億円**

本格稼働の再開を検討する都内飲食事業者に対して、専門家派遣を実施するとともに、専門家による助言等に基づく収益増加や経営基盤強化につながる取組を支援

○ 区部の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供 **0.2億円**

○ 多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供 **0.2億円**

テレワークを一層推進し、都心への人流を抑制するため、区部・多摩地域の宿泊施設を活用し、希望者にサテライトオフィスとして安価に提供

○ 国内向け誘客の新たな展開 **0.4億円**

国内旅行者の東京への誘客を推進するため、安全・安心に楽しめる東京観光の魅力などを効果的に発信

○ ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業 **9百万円**

東京の特産品の販路拡大を後押しするため、ECサイト内に東京の特産品の特設ページを設けて東京の逸品を広く発信

○ 東京産食材の利用促進事業 **0.2億円**

東京産食材を出荷する都内生産者を支援するため、東京産食材を新たに利用する都内飲食店に対して、新メニューの開発を支援するとともに、グルメサイトを活用した誘客のためのPRを後押し

○ 飲食業・観光業向け人材確保支援事業 **0.7億円**

飲食業、観光業を対象としたマッチングイベントを開催し、合同就職面接会や個別相談会等を実施するなど、飲食業・観光業の本格的な事業再開に向けての人材確保を支援

II 原油価格高騰への対応

58億円

1 事業者支援に係る取組

0.7億円

○ 制度融資信用保証料補助

0.1億円

原油価格高騰により事業活動に影響を受けている中小企業者等を支援するため、中小企業制度融資「経営一般」に係る信用保証料補助を拡充

○ 原油価格高騰等課題解決に向けた専門家派遣事業

0.1億円

原油価格の高騰等により影響を受けている中小企業者等に対して、経営上の課題を解決するために、特別相談窓口を設置するとともに専門家派遣を実施

○ 団体向け原油価格高騰等対応支援事業

0.4億円

原油価格の高騰により事業活動の継続に苦しむ団体等に対して、専属のコーディネータを配置するとともに、原油価格高騰対策として実施する情報発信等の取組に対する支援を実施

○ 燃油価格高騰緊急対策事業

1百万円

燃油価格の高騰による漁業者の負担を軽減するため、国の「漁業経営セーフティネット構築事業」において、セーフティネット発動時に漁業者が支払う積立金に対する補助率を拡充

2 脱炭素化に資する取組

57億円

○ 次世代タクシー導入促進事業

2億円

環境性能の高いユニバーサルデザインタクシーの導入支援について、原油価格高騰を脱炭素化の契機と捉え一層の導入促進を図るため、中小規模事業者が導入する場合における同種の車両との価格差に対する補助額を拡充

○ 低公害・低燃費車の普及促進(中小向けハイブリッドトラック等補助) 0. 1 億円

環境性能の高いハイブリッドトラック・バスの導入支援について、原油価格高騰を脱炭素化の契機と捉え一層の導入促進を図るため、中小規模事業者が導入する場合における同種の車両との価格差に対する補助額を拡充

○ 充電設備導入促進事業 1 5 億円

原油価格高騰を脱炭素化の契機と捉え、EV・PHVの普及に必要なインフラ整備を促進するため、商業施設等における急速充電設備や集合住宅における太陽光パネルの導入補助の設置基数を拡充

○ 地産地消型再エネ増強プロジェクト 3 億円

民間事業者等に対する再エネ設備の導入支援について、原油価格高騰を脱炭素化の契機と捉え一層の導入促進を図るため、支援対象件数を拡充

○ 中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業 1 5 億円

都内で中小規模事業所を所有又は使用する中小企業者等に対する高効率な換気設備と空調設備の導入支援について、原油価格高騰を脱炭素化の契機と捉え一層の導入促進を図るため、補助率の引き上げ及び補助対象の拡大を実施

○ 東京ゼロエミ住宅導入促進事業 1 9 億円

「東京ゼロエミ住宅」の認証を受けた都内の新築住宅の建設及び当該住宅への太陽光発電設備の設置について、原油価格高騰を脱炭素化の契機と捉え一層の導入促進を図るため、支援対象件数を拡充

○ 家庭における熱の有効利用促進事業 3 億円

既存住宅における窓・ドアの断熱改修への支援について、原油価格高騰を脱炭素化の契機と捉え一層の利用促進を図るため、補助率の引き上げを実施

局別総括表（一般会計）

（単位：百万円）

区 分	今回補正額	既定予算額	計
政 策 企 画 局	-	9,523	9,523
都 民 安 全 推 進 本 部	-	2,287	2,287
総 務 局	2	1,583,945	1,583,947
財 務 局	-	584,858	584,858
デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	-	20,552	20,552
主 税 局	-	176,928	176,928
生 活 文 化 局	7	239,917	239,924
オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 準 備 局	-	412,220	412,220
都 市 整 備 局	-	84,005	84,005
住 宅 政 策 本 部	-	36,085	36,085
環 境 局	5,719	53,812	59,531
福 祉 保 健 局	89,433	2,052,884	2,142,317
病 院 経 営 本 部	-	15,271	15,271
産 業 労 働 局	9,440	3,280,778	3,290,219
建 設 局	-	564,635	564,635
港 湾 局	13	108,920	108,933
会 計 管 理 局	-	3,077	3,077
労 働 委 員 会 事 務 局	-	662	662
収 用 委 員 会 事 務 局	-	432	432
議 会 局	-	6,152	6,152
人 事 委 員 会 事 務 局	-	951	951
監 査 事 務 局	-	1,049	1,049
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	-	12,432	12,432
教 育 庁	46	864,801	864,847
警 視 庁	-	652,176	652,176
東 京 消 防 庁	-	251,067	251,067
合 計	104,662	11,019,419	11,124,081

（注）各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

「第 65 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 11 月 25 日(木) 16 時 30 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【総務局理事】

それでは、ただ今より、第 65 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

いつものようにまず私の方から、状況と各局の対応につきまして、ご説明をいたします。

次、まず、主な国・地域ごとの発生状況になります。

世界全体で現在までに約 2 億 6,000 万の方が感染をされ、500 万を超える方が亡くなられているという状況にあります。

次、国内の発生状況です。

これまでに約 172 万人の方が感染をされ、1 万 8,000 名の方が亡くなっているという状況にあります。

次、都の発生状況になります。

陽性者数、これまで累計で 38 万 2,117 人の方になります。現在入院中の方が 72 人、亡くなられた方が累計では 3,164 人、トータルで退院等されている方が 37 万 8,793 人という状況にあります。

次、直近の国の動きです。

一番直近では 11 月 19 日、第 81 回新型コロナウイルス感染症の対策本部会議、これが持ち回りで開催をされ、その時に感染症対策の基本的対処方針が改定をされています。

その右側、都の状況ですが、10 月 21 日に第 64 回の対策本部会議を開催をいたしました。

次、直近の都の対応になります。

一番下のところ、「基本的対策徹底期間」における対応を、現在 11 月 30 日までということを実施をしているところです。

次、続きまして各局の対応になります。

政策企画局の欄、10 月 22 日に 1 都 3 県で共同メッセージを発出いたしました。

また、10 月 25 日、九都県市でテレビ会議を実施をし、共同宣言を発出をしております。

次、生活文化局の欄です。

広報東京都 11 月号で、感染症に対する取り組みにつきまして掲載をいたしました。

また、東京都つながり創生財団と連携をいたしまして、都内外国人の方向けに、10 月 25 日からの基本的対策徹底期間について、「やさしい日本語」を含む 16 言語で、また接種券のない方への案内チラシ及び予約なしで接種可能な大規模接種会場の期間延長案内チラシを

「やさしい日本語」及び英語で発信をしております。

次、産業労働局の続きになります。

11月11日に、区部の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供、またテレワーク実施率の調査結果について公表いたしました。

11月15日に、営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金、9月1日から30日までの実施分の申請受付を開始をいたしました。

次、教育庁の欄です。

基本的対策徹底期間中におけます、都立学校での感染リスク低減のための対策の一層の徹底等を周知をいたしました。

また、インフルエンザの流行時期を迎えるに当たり、感染症の予防について注意喚起するとともに、新型コロナウイルスワクチンに関する知識や情報を周知をしております。

いずれも区市町村には同様の措置等を徹底するように、また予防等に関して周知をしているところです。

次、それではここで各局から発言をいただきます。

まず、都における今後のコロナ対策の基本的な考え方、その他の案件につきまして、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

はい。私からは、「都における今後のコロナ対策の基本的な考え方」及び「基本的対策徹底期間における対応（案）」等につきまして、ご説明いたします。

先日、国のコロナ分科会から、医療逼迫状況に重点を置いた5つのレベル分類が提言されました。

これを受けて、国の基本的対処方針も見直されました。

都では、この国の新たな考え方も踏まえまして、今後のコロナ対策を進めてまいります。

第1に、感染状況が落ち着いているこの機をとらえ、「第6波」への備えを着実に進めていくこと、

第2に、感染再拡大の兆候が見られる場合には、医療提供体制の拡充、都民・事業者への呼びかけ、要請等の感染防止対策の強化を、「先手先手」で実施していく、

第3に、社会経済活動の再生・回復に繋げていくためにも、万全な医療提供体制の整備と、基本的感染防止対策の徹底を図る、

こうした考え方のもと、都としてのレベル移行の目安や今後の対策の道筋を示してまいります。

レベルにつきましては、医療逼迫の状況を踏まえて、移行を判断いたします。

現在はレベル1です。

レベル2については、今後感染が再拡大し、「3週間後の病床使用率が、確保病床数(6,891

床)の約20%に到達」したときを、移行の目安といたします。

これまで指標としてまいりました7日間平均の新規陽性者数でいうと、500人程度となります。

新規陽性者数が700人程度となった時点を、都独自に「レベル2.5」といたしまして、先手を打って、病床確保に向けて、医療機関に要請してまいります。

レベル3につきましては、国において定められている基準が移行の目安でございます。

今後は、これまで毎日公表してきた「国のステージ判断のための指標」に変えて、レベル分類のための都の指標となる病床使用率、重症者用病床使用率等を毎日モニタリングし、公表してまいります。

医療提供体制については、レベルに応じて医療機関等に増床を要請してまいります。

特にレベル3に到達する前に、都独自に設定したレベル2.5の段階で、先手を打って6,891床の病床確保を要請するとともに、宿泊療養施設や酸素医療提供ステーション等の受入規模を拡大してまいります。

こうした医療提供体制の整備に合わせて、感染防止対策を進めてまいります。

まず、レベル1の段階ですが、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけながら、可能な限り社会経済活動を推進してまいります。

レベル2に移行した場合には、医療逼迫の状況を注視し、社会経済活動を継続するとともに、感染拡大の警戒を呼びかけてまいります。

レベル2.5となり、感染拡大傾向が継続し医療逼迫が懸念される場合は、先手を打って、都民事業者に強い呼びかけや要請等を行ってまいります。

レベル3では、都民・事業者への行動制限を実施し、社会経済活動を一定程度制限していくこととなります。

レベル4では、最も厳格な行動制限を実施し、早期に社会経済活動の再開を目指していくこととしております。

次に、個々の対策の考え方ですが、レベルごとに想定される飲食店、都立施設、都立学校の措置等の例については、表に示したとおりでございます。

各レベルの具体的な措置等については、感染状況等に応じて、専門家の意見も踏まえて決定してまいります。

イベントについては、国から、イベントの種類に応じた人数制限、収容率が示されており、都も同様の取扱いをしてまいります。

経済対策については、感染拡大防止のサポートや人流の抑制に役立つテレワーク、さらには資金繰り支援などの下支えを行うこととしております。

これらに加えて、レベル1、2では、観光産業の回復への支援や、再開した事業をスムーズに軌道に乗せる後押しを行ってまいります。

感染が拡大した場合は、協力金の支給や、経営相談のほか、国と連携した施策を実施し、事業の継続をサポートしていくこととなります。

以上が、各レベルで想定される措置等の例でございます。

それぞれの具体的な対策・要請内容については、感染状況の変化を踏まえ、専門家の意見も聞きながら、柔軟に決定してまいります。

次に、「基本的対策徹底期間における対応（案）」でございます。

都では、11月末までを「基本的対策徹底期間」と位置付けてまいりましたが、12月1日以降も、「レベル1」の間は引き続き「基本的対策徹底期間」として、感染拡大防止に取り組んでまいります。

対象となる区域は、都内全域、期間は、12月1日0時から、都が「レベル1」の状況にある間とし、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、都民及び事業者向けに協力依頼等を行うこととしております。

まず、都民向けの協力依頼です。

「三つの密」の回避等をはじめとした基本的な感染防止策を徹底することや、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えることなどの協力を依頼してまいります。

次に、事業者向けの協力依頼等でございます。

飲食店等への要請でございますが、「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗につきまして、12月1日から来年1月16日までは、1グループ、同一テーブルへの入店案内を8人以内とするよう、協力を依頼することといたします。

9人以上とする場合には、「TOKYO ワクシオン」、または他の接種証明書等を活用することを推奨いたします。

また、認証基準を適切に遵守して営業するよう、協力を依頼してまいります。

一方で、点検済証の交付を受けていない、または掲示していない店舗につきましては、1グループ、同一テーブルへの入店案内を4人以内とすること、酒類提供・持込は11時から21時までの間とするよう、協力を依頼してまいります。

また、カラオケ設備を提供している店舗について、利用者の密を避けるこまめな換気を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう、協力を依頼してまいります。

その他の施設への協力依頼等ですが、イベントを実施する場合、規模要件等に沿った施設の使用を要請するとともに、長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう、協力を依頼してまいります。

また、学校、大学等について、基本的な感染防止策の実施、発熱等の症状がある学生等が、登校や活動参加を控えるよう周知することなどの協力を依頼いたします。

イベントの開催制限については、イベント主催者等に対して、表に記載のとおり、規模要件等に沿ったイベントの開催を要請いたします。

なお、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超の大声なしのイベントにおいて、「感染防止安全計画」を策定した場合、収容定員までのイベントの開催が可能となります。

また、業種別ガイドラインの遵守を要請いたします。

最後に、職場への出勤等でございます。

テレワーク等の推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう、協力を依頼してまいります。

なお、本日開催いたしました感染症対策審議会において、「都のレベル移行の日安」等、及び「基本的対策徹底期間における対応（案）」について、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

説明は以上です。

【総務局理事】

ありがとうございました。

次に、総合的な保健・医療提供体制の構築、その他の案件につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

はい。

私からは、第6波に向けた医療提供体制等についてご報告いたします。

まず、総合的な保健・医療提供体制の構築についてでございます。

都内の医療機関にさらなるご協力をいただきまして、これまでの最大確保病床数から240床を増やしまして、6,891床を確保いたします。

また、宿泊療養施設については、施設使用率の向上や、さらなる施設を確保いたしまして、31施設、約7,900室の受入可能な居室を確保いたします。

さらに、食事を配送するなど自宅療養者を支援するフォローアップセンターの人員体制を強化するとともに、従来から倍増となります約21万台のパルスオキシメーターを確保し、自宅でも安心して療養できる体制を整えます。

次に、臨時の医療施設、保健所のデジタル化についてでございます。

医療提供体制の強化の一つとして、旧赤羽中央総合病院の施設を活用して、容態に応じ1週間程度の滞在も可能とするほか、人工透析が必要な方にも対応可能な高機能型の酸素・医療提供ステーションを新たに整備いたします。

今後、感染再拡大の兆候が現れた場合に受入れを開始し、最大で150床、このうち人工透析用10床を確保いたします。

保健所の業務逼迫の改善を目的としたデジタル化では、ウェアラブル端末による健康観察を試行いたします。今後、その状況を踏まえまして、本格導入に向けて検討して参ります。

次に、PCR検査等の無料化についてでございます。

健康上の理由等でワクチン接種ができない方が、「ワクチン・検査パッケージ」等を利用するための検査を、また、感染が拡大傾向にあるときに不安を感じる無症状者が、特措法に

基づいて検査を受けた場合は無料化いたします。

12月下旬以降の実施に向けて、体制を整備していきます。

最後に、ワクチンの追加接種についてでございますが、各区市町村は、今月下旬から接種券を順次発送して、12月1日以降、医療従事者から接種を開始いたします。

都では、12月中旬から、都庁北展望室等2か所の大規模接種会場をまず設置いたしまして、医療従事者や東京消防庁の救急隊員等を対象に接種を開始いたします。

今後、職域接種の状況ですとか、国のワクチン供給計画等を踏まえまして、6か所程度に会場を拡大していきます。

私からは以上です。

【総務局理事】

ありがとうございました。

次に、経済活性化等に向けた取組につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

私からは、経済活性化に向けた取組について報告させていただきます。

コロナの影響を受けた経済を回復するための活性化策を、効果的に実施していきたいと考えております。

具体的には、感染拡大防止のためのガイドラインに沿った取組のサポートや、テレワークの定着に向けた支援を行うほか、資金繰りの下支えなどについて、これらは感染状況に関わらず、着実に進めてまいります。

また、原油高に事業者が対応できるよう、専門家を派遣して相談を行うとともに、経営の影響を抑える支援も行ってまいります。

次に、経済活動の再開に向けた取組では、観光産業の回復に向け、感染状況を見極めつつ、国の「Go To Travel」に合わせて旅行助成を行います。

また、飲食事業者等の経営基盤の強化を図るほか、Eコマースにより新たな販路を開拓できるよう支援を行います。

さらに、短期間で人手不足を解消できる後押しも進めてまいります。

加えまして、国から給付金を受けた事業者が新たな取引先を見いだす取組をサポートするなど、都独自の対応も行ってまいります。

これらの取組を総合的に推し進め、経済の活性化につなげていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

【総務局理事】

ありがとうございました。

この場でご発言のある局等につきましては以上と伺っていますが、これ以外にこの場でご発言のある方、Web参加の方も含めいらっしゃいますか。

よろしければ、会議のまとめといたしまして、本部長からご発言をお願いいたします。

【都知事】

はい。

今日行われましたモニタリング会議で、感染状況が警戒レベルの一番下の緑、医療提供体制については先週から一段階下がりました、一番低位の緑となりました。

これまでのワクチン接種や基本的な感染防止対策へのご協力によって、感染は確実に抑えられているというところです。

先般、国のコロナ分科会から、医療逼迫状況に重点を置いた5つのレベル分類が提言されて、これを受けて、国の基本的対処方針も見直されたところです。

都におきましては、国の新たな考え方も踏まえて、都としてのレベル移行の目安、そして今後の対策の道筋を示すことといたしました。

現在はレベル1であります。

これまで都では、11月末までを「基本的対策徹底期間」と位置付けてまいったわけですが、12月1日以降も、レベル1の間は引き続き「基本的対策徹底期間」といたしまして、感染の拡大防止に取り組んでまいります。

今後の対策の道筋や、12月1日以降の対応などにつきましては、たった今、関係局長から報告があったとおりでございます。

医療提供体制の確保、そして経済を再生・回復の軌道に乗せる取組に加えまして、原油価格高騰に対する事業者支援、さらには、脱炭素化の促進を図る、そのために補正予算として取りまとめをいたしました。

規模であります。補正予算の規模は1,047億円、今月末から開会いたします第4回都議会定例会に提案をいたします。

取組の柱であります。まず第1に、医療提供体制の確保と感染収束に向けた取組に443億円を計上。

年末年始、そして今後感染の再拡大が発生した場合にも対応可能な医療体制を確保するために、検査体制や宿泊・自宅療養体制を強化をいたしてまいります。

また、大規模接種会場におけます3回目の追加接種に必要な経費を計上いたします。

次に、東京の経済を再生・回復の軌道に乗せるための取組でございまして、こちらは543億円の計上であります。

ワクチン・検査パッケージなどを活用いたしました検査の無料化や、「GoToトラベル」

と合わせた旅行助成に、必要な予算も確保いたしております。

3つ目の柱が、都民生活の支援でありまして、4億円の計上となります。

仕事や住居に不安を抱える女性の方々などが孤立しないように、相談体制の強化や、一時的な宿泊場所の提供を実施するなど、支援の充実を図ってまいります。

最後、原油価格対策でありまして、こちらが58億円。

昨今の原油価格の高騰に対しまして中小企業の資金繰り支援の一部を充実するなど、緊急の支援を行うものであります。

また、今回の原油高を脱炭素化の契機としてとらえて、取組を強化をしてまいります。

具体的には、環境性能の高いタクシーの導入支援であるとか、「東京ゼロエミ住宅」に対する補助などの拡充となります。

この補正予算に掲げました取組などを通じて、喫緊の課題に対して有効な対策を講じてまいりたいと考えております。

この後、都民の皆様、事業者の皆様に対しまして、改めて呼びかけを行ってまいります。

各局などにおかれましては、感染、そして医療提供体制の状況が落ち着いている今、万全の体制整備を推進しつつ、感染の拡大を抑え込んでいくように、全庁一丸となって対策に取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

頑張らしましょう。

【総務局理事】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第65回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。